

平成29年度

国際交流推進事業補助金 申請団体募集

県内の国際交流活動の活性化のため、青少年等の文化交流、スポーツ交流などを目的として、新規または既存事業を拡大して実施する海外への派遣などの経費を助成します。

＜補助対象団体＞

福井県内に所在し、下記に該当する民間の団体

- 暴力団等の反社会的勢力でないこと、また反社会的勢力との関係を有しておらず、県税に滞納がないこと
- 国際交流を主な目的としていない団体（スポーツ競技や文化活動団体など）や特定の事業を目的に組織された実行委員会なども利用できます。

※公共団体、政治・宗教活動を目的とする団体、主に営利事業を行う団体、学校および学校法人は対象外となります。

＜補助対象事業＞

対象団体が補助金交付決定日から平成30年3月31日までに実施する青少年等による文化交流、スポーツ交流などを目的とした次の事業

- (1) 新たに海外への人材派遣や海外からの人材受入を行う国際交流等事業
- (2) 既存事業を拡大して、海外への人材派遣や海外からの人材受入を行う国際交流等事業
- (3) その他、(公財)福井県国際交流協会理事長が認める海外への人材派遣・受入を行う国際交流等事業

※青少年（大学院生まで）を海外へ派遣して交流を行う事業と認められる場合は優先的に補助します。

＜補助金額＞

補助率：補助対象経費の2分の1

補助上限：【派遣】欧米地域等への派遣20万円 その他地域への派遣10万円
【受入】10万円



＜補助対象経費＞

補助対象事業に係る経費（国内旅費、渡航費、国外旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料・賃借料）

＜募集期限＞

平成29年6月30日（金）まで

＜申請方法＞

下記の提出書類を公益財団法人福井県国際交流協会まで2部ご提出ください。

- 1 申請書（様式第1号）
- 2 事業実施計画書（別紙1）
- 3 収支予算書（別紙2）
- 4 団体の概要が分かる書類

申請に必要な書類等については、当協会ホームページからダウンロードできます。

（ホームページURL：<https://www.f-i-a.or.jp/ja/>）

＜交付決定＞

申請書類をもとに、事業内容が当該補助金の趣旨に合致しているか等を審査し、適当と認められた場合は、予算の範囲内で交付決定を行い、交付決定通知書により通知します。

＜その他＞

詳細は「国際交流推進事業補助金交付事務マニュアル」を参照いただくか、公益財団法人福井県国際交流協会までお問い合わせください。

公益財団法人福井県国際交流協会

〒910-0004 福井市宝永3丁目1-1 TEL: 0776-28-8800